

日常生活でかかえる不安や疑問を支えます！



# 安心して生活も おくるために。

社会福祉協議会が提供する 生活支援サービス

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう  
日常生活自立支援事業

こんなとき  
ご相談下さい

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない...
- 銀行でお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい...
- 訪問販売が来たとき、どう対応していいかわからない...

# ■ご利用について

## 利用できる人は次の①～③のすべてに当てはまる方です

### ①契約などの判断に不安がある方

例えば、認知症が見え始めた方、知的に障害がある方、精神に障害がある方などで、日常生活上、サービス利用時の契約などに不安がある方

### ②このサービスを利用する意思がある方

### ③この契約内容が理解できる方

## 利用は有料です

### ●生活支援員が訪問してお手伝いするサービスを利用する場合

1,100円(最初の1時間)+交通費です

※1時間を超える場合は、30分ごとに550円加算します

※生活保護を受けている方は国・県により負担されますので、ご本人からは頂きません

※お住まいの市町村によっては、社会福祉協議会が利用料を減免している場合があります

### ●書類を預かるサービスを利用する場合

1年間 5,000円(実費400円×12ヶ月と事務手数料200円)です

# ■具体的なお手伝いの内容

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、それに伴う利用料の支払いやその手続き、生活に必要な預貯金の出し入れ、年金や預金通帳など大切な書類の保管などをお手伝いするサービスがあります。



## 福祉サービスの手続きについてのお手伝い

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報を提供し、相談を受けます
- 福祉サービスの利用申し込みと契約の代行を行います
- 福祉サービスについての苦情を解決するための手続きをお手伝いします

## お金の出し入れについてのお手伝い

- 福祉サービス等利用料金の支払い手続きをお手伝いします
- 年金等を受け取るために必要な手続きをお手伝いします
- 公共料金等の支払い手続きをお手伝いします
- 預貯金の出し入れ等の手続きをお手伝いします



## 大切な書類等の預かりについてのお手伝い

- 保管を希望される通帳や印鑑、証書などの重要書類をお預かりします

※ただし宝石、書画、骨董品、貴金属類など、または現金、証券、さらに運用を必要とする株券等はお預かりできません



お問い合わせ先 社協名:

TEL: